

奈良県告示第三百九十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり検査を受けることを命ずる。

令和三年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 実施の目的、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

病名	実施の目的	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	検査の方法
ヨーネ病	発生予防	乳用牛で発生予防上適当と認めたもの及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛	臨床検査、ヨーニン検査、予備的抗体検出法、リアルタイムPCR法及び補体結合反応検査
ブルセラ症	発生予防	輸入牛で種付けの用又は搾乳の用に供する目的で飼育し、輸入から一年以上を経過しているもの	臨床検査、急速凝集反応、酵素免疫測定法、病理組織検査及び細菌培養試験
結核	発生予防	輸入牛で種付けの用又は搾乳の用に供する目的で飼育し、輸入から一年以上を経過しているもの	臨床検査及びツベルクリン検査
アカバネ病	発生予防	牛で発生予防上適当と認めたもの	臨床検査及び中和試験

アイノウイルス感染症	発生予察	牛で発生予察上適当と認めたもの	臨床検査及び中和試験
チウザン病	発生予察	牛で発生予察上適当と認めたもの	臨床検査及び中和試験
豚熱	発生予防	豚で発生予防上適当と認めたもの	臨床検査、PCR法、酵素免疫測定法、蛍光抗体法、中和試験及びウイルス分離検査
アフリカ豚熱	発生予防	豚で発生予防上適当と認めたもの	臨床検査及びPCR法
オースキー病	発生予防	豚及び飼育されている猪で発生予防上適当と認めたもの	臨床検査、ラテックス凝集反応検査及び中和試験
豚繁殖・呼吸障害症候群	発生予防	豚で発生予防上適当と認めたもの	臨床検査及び酵素免疫測定法
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	発生予察	鶏で発生予察上適当と認めたもの	臨床検査、酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応法及びウイルス分離検査

ひな白痢	発生予防	種鶏で発生予防上適当と認めたもの	臨床検査、急速凝集反応法、剖検及び細菌学的検査
腐蝕 ^そ 病	発生予防	採蜜に供する蜜蜂で発生予防上適当と認めたもの	肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査
伝達性海綿状脳症（牛）	発生予防	牛で満九十六ヶ月齢以上で死亡したもの及び発生予防上適当と認めたもの	臨床検査及び酵素免疫測定法
伝達性海綿状脳症（めん羊及び山羊）	発生予防	めん羊及び山羊で満十二ヶ月齢以上で死亡したもの	臨床検査、ウエスタンブロット法及び免疫組織化学的検査

二
実施する区域及び実施の期日

病名	実施する区域	実施の期日
ヨーネ病	県の全域	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
ブルセラ症	県の全域	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
結核	県の全域	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

アカバネ病	県の全域	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
アイノウイルス感染症	県の全域	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
チウザン病	県の全域	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
豚熱	県の全域	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
アフリカ豚熱	県の全域	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
オースキー病	県の全域	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
豚繁殖・呼吸障害症候群	県の全域	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	県の全域	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

ひな白痢	県の全域	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
腐蛆 ^そ 病	県の全域	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
伝達性海綿 状脳症（牛 ）	県の全域	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
伝達性海綿 状脳症（め ん羊及び山 羊）	県の全域	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 その他

詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。